

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I～II (略)</p> <p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>III-4-8 子会社等【共通】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>I～II (略)</p> <p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>III-4-8 子会社等【共通】</p> <p><u>III-4-8-4 業務高度化等会社の取扱い【農中】</u></p> <p><u>(1) 基本的考え方</u></p> <p style="padding-left: 2em;">農中は、法第 72 条第 1 項第 9 号の 3 に掲げる会社（以下、「業務高度化等会社」という）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、グループ全体において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては法 54 条第 1 項に掲げる業務の高度化や利用者の利便の向上に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p style="padding-left: 2em;">他方で、業務高度化等会社の認可申請があった場合には、グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、本業専念による効率性の発揮、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p><u>(2) 認可審査にあたっての留意点</u></p> <p style="padding-left: 2em;">業務高度化等会社の認可の審査基準は、農林中央金庫法施行規則第 100 条の 2 第 2 項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>の点に留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>出資額</u>  <u>出資額の適切性については、業務高度化等会社の認可を申請する農中の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合の影響については、グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。</u></p> <p>② <u>出資比率等</u>  <u>業務高度化等会社を子会社等とする場合、業務高度化等会社においても、グループとして、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。</u>  <u>また、業務高度化等会社に対する農中の支配力が及ばない場合、業務高度化等会社のガバナンスや業務内容の適切性等について農中が管理可能か、業務高度化等会社の業務が、法 54 条第 1 項に掲げる業務の高度化または利用者の利便の向上に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。</u></p> <p>③ <u>業務の内容</u>  <u>農中は、認可の申請に際しては、業務高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。</u>  <u>業務高度化等会社の営む業務の内容に関し、業務高度化等会社は、業務の高度化や利用者の利便の向上に資する業務（以下、「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下、「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。但し、兼営する業務の内容が法 54 条第</u></p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>1項に掲げる業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。</u></p> <p><u>また、業務高度化等会社の業務を営むにあたり認可対象会社等の業務を併せ営むことが必要となる場合には、業務高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、業務高度化等会社が農林中央金庫法施行規則第100条に定める認可対象会社等の認可を受けずに認可対象会社等の業務を営むことや、認可対象会社等が他業を営むために業務高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、認可対象会社等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、業務高度化等会社が認可対象会社等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。</u></p> <p>④ <u>農中の業務への影響等</u></p> <p><u>業務高度化等会社の業務の内容が、法54条第1項に掲げる業務の高度化や利用者の利便の向上に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、農中の業務に支障を来す著しいおそれが認められるときは、出資額の大小にかかわらず、業務高度化等会社の認可をすることができない点に留意する（例えば、業務高度化等会社のコンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクの波及により、農中の固有業務の運営に支障が生じたり、グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合）。</u></p> <p>(3) <u>出資後の管理等</u></p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>農中が、業務高度化等会社の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、農中は業務高度化等会社の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、業務高度化等会社の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクやグループへの影響等についても適切に管理する必要がある。</u></p> <p><u>なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる」業務であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。</u></p> <p><b>Ⅲ－４－８－５ 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】</b>  <b>Ⅳ～Ⅶ (略)</b></p>